

宅地建物取引士資格登録移転申請手続きについて

手順	申請者	登録 している 都道府県	移転先 の 都道府県	申請書類の名称等
1	○	→		① 宅地建物取引士資格登録移転申請書 2部 ＊うち1部は、所定の欄に移転先都道府県の収入証紙8,000円を貼付してください。 ②在職（就労）証明書又は移転先においても宅建業務に従事する旨の誓約書 2部 ③ 宅地建物取引士 証交付申請書 1部 ＊現在、士 証の交付を受けている人は、同時に提出します。 ＊所定の欄に、移転先都道府県の収入証紙4,500円を貼付してください。 ④写真（カラーの顔写真） 1枚 ＊写真は、①に2枚、③に1枚必要ですので、計4枚必要となります。
2		○	→	①登録移転申請書の送付について ②上記①～④
3		←	○	①登録の移転の完了について
		←	○	①登録の移転の完了について

（注）①移転先都道府県の宅地建物取引士証については、後日宅地建物取引業協会から旧宅地建物取引士証と引替えに交付されます。

②上記1の移転申請を行うにあたり、氏名・住所・本籍・勤務先の変更を県に届出していない場合、同時に「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請」の手続きを行う必要があります。

③写真のサイズは、（縦3.0cm×横2.4cm）です。